3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第七百九十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県津山市綾部字熊井谷六八七の一から六八七の四まで、六八九の二、六八九の三、六八九の七、六八九の一〇、字奥ノ坊六九一の一から六九一の六まで、字鉢伏二一八五の一、二一八五の九、二一八五の一〇、二一八五の一三、字露ナシ二六七六、字池ノサコ二六九二、字五厘谷二六九三、二七二八、二七三五

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第七百九十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県日田市前津江町柚木字平林二六三六の一〇、二六三六の一九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第七百九十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県中津市山国町槻木字桃木平二八〇二、二八〇三、二八〇五の一、字向山二八〇六の一、二八〇七の一、二八〇八の一から二八〇八の三まで、二八〇九、二八一〇、二八一一の一、二八一四、二八一五の一、二八一五の四、二八一六、二八一七の一（次の図に示す部分に限る。）、二八一七の二、二八一八、字泉ノ上二八一九の一、二八二〇の一（次の図に示す部分に限る。）、二八二一の一から二八二一の三まで、二八二二、二八二三

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第八百号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市本匠大字山部字大藪二三七七から二三八〇まで、二三八二、二三八八、二三九五から二三九八まで、二四〇〇

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○経済産業省告示第四十六号**

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十四年経済産業省告示第二百六十八号（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十四年三月二十六日

経済産業大臣　枝野　幸男

表中

| | |
|---|---|
| 「経済産業局長及び中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長（第十一号及び第二十号に掲げる事務については、中部経済産業局長） | 電力需要抑制対策事業費補助金（自家発電設備導入促進事業費補助金に限る。） |
| 経済産業局長及び中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長（第十一号及び第二十号に掲げる事務については、中部経済産業局長） | 電力需要抑制対策事業費補助金（自家発電設備導入促進事業費補助金に限る。）」 |
| 北海道経済産業局長 | 総合特区推進費補助金 |

を

に

改める。

**附　則**

この告示は、平成二十四年三月二十六日から施行する。

**○経済産業省告示第四十七号**

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第三十二条の規定に基づき、認証の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第六十八条第三号の規定に基づき告示する。

平成二十四年三月二十六日

経済産業大臣　枝野　幸男

一　登録認証機関の名称　一般財団法人日本塗料検査協会

二　変更しようとする事務所の名称　一般財団法人日本塗料検査協会　東支部

三　変更事項

| 事項 | 変更前 | 変更後 |
|---|---|---|
| 所在地 | 神奈川県藤沢市宮前４２８番地 | 神奈川県藤沢市宮前６３６―３ |